

契 約 書
重要事項説明書
その他の書類

介護老人保健施設エスポアールそとめ
(介護予防)通所リハビリテーション

利用者：_____様

事業者：社会福祉法人 日浦会

社会福祉法人 日浦会
介護老人保健施設エスポアールそとめ（介護予防）通所リハビリテーション
署名及び捺印統合証明書

「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ（介護予防）通所リハビリテーション署名及び捺印統合証明書」の必要事項の記入と捺印をもって「契約書」に示される契約の締結と「重要事項説明書」、「個人情報使用同意書」の同意を証明することとします。

尚、この証明書は、二部作成して事業者と利用者の双方で一部ずつ保管することとします。

契約締結日及び同意日

令和 年 月 日

事業者

所在地：長崎県長崎市上黒崎町2201番3号

名称：社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ
通所リハビリテーション

事業所番号： 4251180016

代表者： 日浦 剛 印

契約者及び同意者（利用者）

住所： _____

氏名： _____ 印

保証人（連帯保証人）

住所： _____

氏名： _____ 印

利用者との関係： _____

署名代行理由： 書字困難なため ・ その他（ _____ ）

保証限度額

¥ _____

社会福祉法人 日浦会
介護老人保健施設エスポアールそとめ（介護予防）通所リハビリテーション
契約書

様（以下、「利用者」という）と社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ（介護予防）通所リハビリテーション（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して提供する通所リハビリテーションサービスにおいて必要な契約を結びます。また、利用者を連帯保証する者（以下「保証人という」）は、この契約で示された内容の保証及び協力を行うこととして以下の契約を結びます。

（契約に関わる者）

第 1 条 契約に関わる者は、以下の各号に記載する者とします。

- (1) 事業者(社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ（介護予防）通所リハビリテーション)
- (2) 利用者(社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ（介護予防）通所リハビリテーションが提供する通所リハビリテーションサービスを受ける者であって別紙の「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ（介護予防）通所リハビリテーション署名及び捺印統合証明書」へ利用者及び契約者として記載された者)
- (3) 保証人(利用者の連帯保証をする者であって別紙の「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ（介護予防）通所リハビリテーション署名及び捺印統合証明書」へ保証人として記載された者)

（契約の目的）

第 2 条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう通所リハビリテーションを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うものとします。

- 2 この契約書は、事業者が、提供する通所リハビリテーションサービスについて提供する側である事業者と提供を受ける側である利用者の双方が、法令を遵守してお互いに協力して信義を守り誠実に義務を履行するために必要な約束事を契約の形をもって結ぶことを目的とします。

(契約期間)

第 3 条 この契約の契約期間は契約締結日の日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日(応答日)までとします。

- 2 契約満了の 1 ヶ月前までに、事業者、利用者いずれかの書面による契約終了の申し出がない場合、契約は同条件にて自動更新されるものとします。

(保証人)

第 4 条 利用に際して利用者は次の要件を満たす保証人を立てます。但し、利用者が保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- (1) 民法で定める制限行為能力者で無い者。
- (2) 弁済を資する資力を有すること。
- 2 保証人は、利用者が本契約上事業者に対して負担する一切の債務を保証限度額の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - (1) 利用者を不慮の疾病や怪我等により医療機関へ搬送する場合は、搬送先にて必要な手続きに協力する事。
 - (2) 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取りを行う事。
- 4 保証人が第 1 項各号の要件を満たさない場合、又は事業者、事業者の職員若しくは他の利用者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、事業者は利用者及び保証人に対し、相当期間内にその保証人に代わる新たな保証人を立てることを求めることができます。但し、第 1 項但し書の場合はこの限りではありません。
- 5 保証人の請求があったときは保証人に対し、事業者に対する利用料金の未払い、これに対する賠償すべき損害の有無並びに損害を有する場合にこれから発生した債務や残積に関する情報を提供します。

(通所リハビリテーション計画書の作成・変更)

第 5 条 事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「(介護予防)通所リハビリテーション計画書」を作成します。事業者はこの「(介護予防)通所リハビリテーション計画書」の内容を利用者に説明します。

- 2 事業者は、利用者の要介護または要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、又は利用者の認知症の症状の進行緩和又は予防に資するよう、サービスの目標を設定し、前項に規定する「(介護予防)通所リハビリテーション計画書」に基づき計画的に行います。
- 3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「(介護予防)通所リハ

ビリテーション計画書」の変更等の対応を行います。

- 4 事業者は、居宅サービス計画書等が作成される前であっても、緊急に必要な場合には、サービス提供を行うものとします。

(通所リハビリテーションの提供場所)

第 6 条 (介護予防)通所リハビリテーションの提供場所は介護老人保健施設エスポアールそとめ通所リハビリテーションです。所在地は長崎県長崎市上黒崎町 2201-3 です。

(記録)

第 7 条 事業者は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえこれに応じます。
- 3 事業者は、保証人が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して事業者が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合、その他利用者の利益に反するおそれが認められる場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は事業者が保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 事業者は、利用者及び保証人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると事業者が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(料金)

第 8 条 利用者及び保証人は連帯して当事業所に対し、通所リハビリテーションサービスの対価として別紙「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ通所リハビリテーション料金表」に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書を、翌月 11 日から利用者に提示します。利用者は当月の料金の合計額を、翌月中に事業者と合意した方法で支払う事とします。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(料金の変更)

- 第 9 条 事業者は、介護報酬改定や税率改定、食材費や流通費上昇による食事代及びその他の理由により利用料金の変更が生じる場合は、利用者に料金変更の通知を文書等により速やかに行います。これにより料金変更の承諾を得たものとします。
- 2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は事業者に対し申し出ること、その日をもってこの契約を解約することが出来ます。(契約解除の申し出があった時点までの請求金額が発生します。)

(サービス中止)

- 第 10 条 利用者は、事業者に対して、サービス提供日前日の 17 時迄に通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。なおサービス提供日前日の 17 時以降にサービス中止を申し出た場合は「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 通所リハビリテーション料金表」に定める昼食代相当額の負担が発生します。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所リハビリテーションの実施が困難と判断した場合サービスを中止することが出来ます。

(利用者の解除権)

- 第 11 条 利用者は事業者に対して、14 日以上予告期間をおいて申し出ることにより、この契約を解約することが出来ます。但し、利用者の急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間がない場合でもこの契約を解約することが出来ます。
- 2 次の理由に該当した場合は、利用者は申し出ることにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
- (1) 事業者が正当な理由無くサービスを提供しない場合。
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

(事業者の解除権)

- 第 12 条 事業者は利用者に対して、30 日以上予告期間をおいて通知することにより、この契約を解約することが出来ます。
- 2 事業者は利用者が以下の各号に該当しその改善が望めない場合は、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず正当な理由なく 20 日以内に支払われない場合
(2ヶ月の滞納が判明した時点で利用停止となります。その時点での利用料金の

請求及び支払いの義務が発生します。)

- (2) 利用者及び保証人やその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為(暴力行為、暴言行為、迷惑行為、破壊行為、誹謗中傷、各種ハラスメント行為、布教勧誘行為等)を行って、その改善を求めたにも関わらず改善が望めないと事業所が判断した場合。

(契約の終了)

第 13 条 以下の各号に該当する事由が発生した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定において非該当となった場合。
- (2) 介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院後、一定期間が経過した場合。
- (3) 第 9 条及び第 11 条に基づき、利用者が契約を解除した場合。
- (4) 第 12 条に基づき、事業者が契約を解除した場合。
- (5) 利用者が死亡した場合。

(守秘義務)

第 14 条 事業者とその従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(利用者の施設利用上の注意義務)

第 15 条 利用者は事業所の設備を、その本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 利用者は、事業所の設備について故意又は重大な過失により、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

(賠償責任)

第 16 条 事業者はサービスの提供に伴う事故により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し事業者に故意の過失がない場合はこの限りではありません。

- 2 第1項において当該事故発生について利用者に過失がある場合は、損害賠償額を減額又は免れます。とりわけ事業者は次の事由に該当する場合には損害賠償を免れます。
 - (1) 利用者及びその家族又は保証人が、契約締結時にその疾患及び身体状況などの重要事項について故意にそれを告げず、または不実の告知を行ったことにより起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者及びその家族又は保証人が、サービス提供の為に必要な事項に関す

る聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにより起因して損害が発生した場合。

- (3) 利用者の急激な体調の変化など、事業所の提供したサービスを原因としない事由により起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者及びその家族又は保証人が、事業所及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為により起因して損害が発生した場合。

(緊急時の対応)

第17条 事業者は通所リハビリテーションのサービス提供時に、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、緊急連絡先へ連絡すると共に速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第18条 事業者は、通所リハビリテーションのサービス提供時に、事故が発生した場合には、速やかに保険者名及び関係機関並びに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(連携)

第19条 事業者は、通所リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 他サービス事業者との連携をスムーズに行うため、必要に応じて利用者の個人情報や心身状況等の情報提供を行う場合があります。

(本契約に定めのない事項)

第20条 利用者事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、契約当事者が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者及び事業者は、当法人を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(契約完了について)

第22条 社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ (介護予防)通所リハビリテーション契約書の内容の理解と同意が得られたことを証するご署名は、「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ (介護予防)通所リハビリテ

ーション署名及び捺印統合証明書」にご記入下さい。それをもって契約完了と致します。

社会福祉法人 日浦会
介護老人保健施設エスポアールそとめ (介護予防)通所リハビリテーション
重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者	社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 通所リハビリテーション
所在地	長崎県長崎市上黒崎町2201番地3
連絡先	0959-25-0001(介護老人保健施設 エスポアールそとめ 代表番号)
管理者	宮崎 隆義
事業内容	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供
介護保険指定番号	4251180016

2. サービス内容

通所リハビリテーション計画に(介護予防通所リハビリテーション計画)に基づき、理学療法、作業療法及びその必要なリハビリテーションを実施し、利用者の方々の心身機能の回復を図ることで、利用者がその居宅において自立した生活が継続できるように支援を行います。

3. サービス提供地域

(1) サービス提供地域は下記の通りです。

事業提供地域
《長崎市》 神浦地区、黒崎地区、三重地区、光風台・鳴海台地区、琴海地区、式見地区までの地域

※ サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

4. 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜～土曜日
営業時間	午前 8:00 ～ 午後 17:00
サービス提供時間	午前 9:25 ～ 午後 15:40
定休日	日曜日・年末年始(12/31～1/3)・お盆(8/15)

5. 人員配置

職種	専属	兼務	計	業務内容
管理者	1名		1名	従業者の管理・指導を行う
医師	1名		1名	利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う
看護師	1名		1名	利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1名	4名 4名 1名	5名 4名 1名	医師と協力してリハビリテーション計画書を作成し、リハビリテーションを提供する。
介護士	9名		9名	利用者の通所リハビリテーション計画に基づき必要な介護を行う。
鍼灸師		1名	1名	医師や理学療法士・作業療法士と共同して利用者の心身状況に応じた鍼・灸を行う。

6. 相談・苦情対応

事業者は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、事業所に関する要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応を行います。

7. 事業者の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

法人名： 社会福祉法人 日浦会

事業者： 社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ
通所リハビリテーション

担当者： 深堀 圭一郎

受付時間： 月～土 8:00 ～ 17:00

受付電話番号： 0959-25-0001(エスポアールそとめ代表番号)

8. 行政の苦情及び相談窓口

長崎市 介護保険相談窓口	○介護予防サービスに関すること 《長崎市介護保険課》 所在地:長崎市魚の町4番1号 電話番号 095-829-1163 FAX番号 095-829-1250 対応時間 8時45分～17時30分(土・日・祝日を除く)
	○介護予防・生活支援サービスに関すること 《長崎市高齢者すこやか支援課》 所在地:長崎市魚の町4番1号 電話番号 095-829-1146 FAX番号 095-829-1228 対応時間 8時45分～17時30分(土・日・祝日を除く)
長崎県 国民健康保険団体連合	所在地 長崎市今博多町8番2号 電話番号 095-826-1599 FAX番号 095-826-7325 対応時間 9時00分～17時00分(土・日・祝日を除く)
長崎県 長寿社会課	所在地 長崎市尾上町3番1号 電話番号 095-895-2431 FAX番号 095-895-2576 対応時間 9時00分～17時00分(土・日・祝日を除く)

9. 利用料金

通所リハビリテーションの提供に伴う利用料の詳細については、別紙「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 通所リハビリテーション料金表」に記載いたします。

10. 介護保険法の改正による事業内容及び利用料金等の準拠

国が定める介護(介護予防)給付費(介護報酬)改定があった場合に通所リハビリテーションの料金体系及び利用料金は、国が定める介護(介護予防)給付費(介護報酬)に準拠するものとします。

13. 秘密保持

- (1) 事業者及びその従業員は、通所リハビリテーション提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を適切に運用して正当な理由なく第三者に漏洩致しません。これを守秘義務として契約終了後も同様とします。
- (2) 事業者は、利用者に関わる他事業者との連携を図るなど、正当な理由がある場合に利用者又はそのご家族等の個人情報を用いることがあります。その基本的な考え、目的については別紙「個人情報使用同意書」に記載します。

15. 法人の概要

法人名	社会福祉法人 日浦会
設立	平成3年7月
所在地	長崎県長崎市上黒崎町 2201 番地 3
代表者	理事長 日浦剛
連絡先	TEL:0959-25-0001 FAX:0959-25-0717

16. 重要事項説明書の内容の理解とその同意

社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ (介護予防)通所リハビリテーション 重要事項説明書の内容の理解と同意が得られたことを証するご署名は、「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ (介護予防)通所リハビリテーション 署名及び捺印統合証明書」にお願い致します。

社会福祉法人 日浦会
介護老人保健施設エスポアールそとめ 通所リハビリテーション
個人情報使用同意書

1. 同意書の目的

社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 通所リハビリテーション(以下、事業者とします)の秘密保持について、基本的な考えや個人情報の取り扱いに対して法を遵守することを示します。また事業者が提供するサービス(以下、サービスとします)の利用者及びそのご家族(以下、利用者等とします)に、ご理解を得ることで安心してサービスを受けて頂けるようにすることを目的とします。

2. 事業者の秘密保持についての基本的な考え

- (1) 事業者は、サービスに際して知り得た利用者等の秘密や個人情報を契約中及び契約終了後も第三者に漏洩させないように取り扱います。
- (2) 事業者は、サービスに際して知り得た利用者等の秘密や個人情報の使用は必要最低限と致します。
- (3) 事業者は、サービスに際して知り得た利用者等の秘密や個人情報の管理を適切に行います。
- (4) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについては経過を記録しておき請求があれば開示を致します。

3. 個人情報の使用目的

- (1) サービスを円滑かつ適切におこなうことを目的とします。
- (2) サービスに伴う通所リハビリテーション実施計画の作成や介護サービス等に関わる担当者会議での情報共有を行うことを目的とします。
- (3) サービスに伴う医療機関や他のサービス事業者等、関係機関との間で必要な情報交換を行うことを目的とします。
- (4) 緊急時に対応することを目的とします。

4. 個人情報の使用期間

- (1) 通所リハビリテーションの契約期間

5. 使用条件

- (1) 事業者が利用者等に個人情報の取り扱いについての説明を行い、ご理解を得られた後に別紙「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 通所リハビリテーション署名及び捺印統合証明書」へのご署名及び捺印を得てから使用します。
- (2) 3. の使用目的以外で使用しません。

6. 個人情報の使用の内容の理解とその同意

社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 通所リハビリテーションでの個人情報の使用について同意が得られたことを証するご署名は、別紙の「社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ (介護予防)通所リハビリテーション 署名及び捺印統合証明書」にご記入をお願い致します。

社会福祉法人日浦会 (介護・介護予防) 通所リハビリテーション利用料金表

(令和6年6月1日現在)

1. 介護給付の対象となるサービスでの合成単位

介護度	分類(利用時間)と合成単位					
	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満
要介護1	369/日	383/日	486/日	553/日	622/日	715/日
要介護2	398/日	439/日	565/日	642/日	738/日	850/日
要介護3	429/日	498/日	643/日	730/日	852/日	981/日
要介護4	458/日	555/日	743/日	844/日	987/日	1137/日
要介護5	491/日	612/日	842/日	957/日	1120/日	1290/日

2. 加算項目と合成単位(介護給付)

費目	分類	合成単位
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110/回(注1)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	I	240/回(注2)
	II	1920/回
リハビリテーションマネジメント加算	イ	560/月(注3)
		240/月(注4)
	ロ	593/月(注3)
		273/月(注4)
	ハ	793/月(注3)
		473/月(注4)
	医師が説明を行った場合	270/月
理学療法士等体制強化加算	1時間~2時間利用	30/日
リハビリテーション提供体制強化加算	3時間~4時間利用	12/日
	4時間~5時間利用	16/日
	5時間~6時間利用	20/日
	6時間~7時間利用	24/日
サービス提供体制強化加算	III	6/回
科学的介護推進体制加算		40/月
退院時共同指導加算		600/回
介護職員等処遇改善加算	II	所定単位数の83/1000単位
入浴介助加算	I	40/回

(注1) 退所(院)又は認定日から3か月以内・40分以上/日・2日/週以上実施

(注2) 退所(院)又は認定日から3か月以内・2日/週が限度

(注3) 退所(院)又は認定日から6か月以内

(注4) 退所(院)又は認定日から6か月以降

3. 介護予防給付の対象となるサービスでの合成単位

費 目	合成単位
要支援 1	2268/月
要支援 2	4228/月

4. 加算項目 (介護予防給付)

費 目	分類	合成単位
科学的介護推進体制加算		40/月
サービス提供体制強化加算	III	要支援 1 : 24/月 要支援 2 : 48/月
退院時共同指導加算		600/回
介護職員等処遇改善加算	II	所定単位数の 83/1000 単位

5. 介護給付及び介護予防給付の対象とならない費用

(1) 食事代

550 円/日

※前日 17 時までにキャンセルのご連絡がない場合は、昼食代相当額 (550 円) を請求させていただきます。

(2) 利用限度額を超えた利用料

やむを得ず前項に示した範囲を超えるサービスの提供があった場合は、その分を厚生労働大臣が定める基準を基にしたものを利用者の実費負担とします。(これに該当する場合は、費用等の詳細についてご説明を行います。)

(3) その他の費用

上記以外に料金が発生する場合は、別途に相談を致します。

6. 利用者負担金額 (1 割) の算出方法と 2 割・3 割負担についての説明

(1) 1 ヶ月のサービス単位合計 × 地域単価 (10.17 円) = □□円 (1 円未満切り捨て)

(2) □□円 - (□□円 × 0.9 (1 円未満切り捨て)) = ○○円 (利用者負担金額)

※ 請求金額の算出は、暦月単位で行います (切り捨ての都合上、ご利用日数で額に差異が出ます)。

※ 2 割負担の方の利用負担金額は、1 割負担の方の 2 倍になります。3 割負担の方は、1 割負担の方の 3 倍になります。

※ 介護保険でのサービスの利用単価は、地域によって変化致します。長崎市の場合の地域単価は、10.17 とされています。